

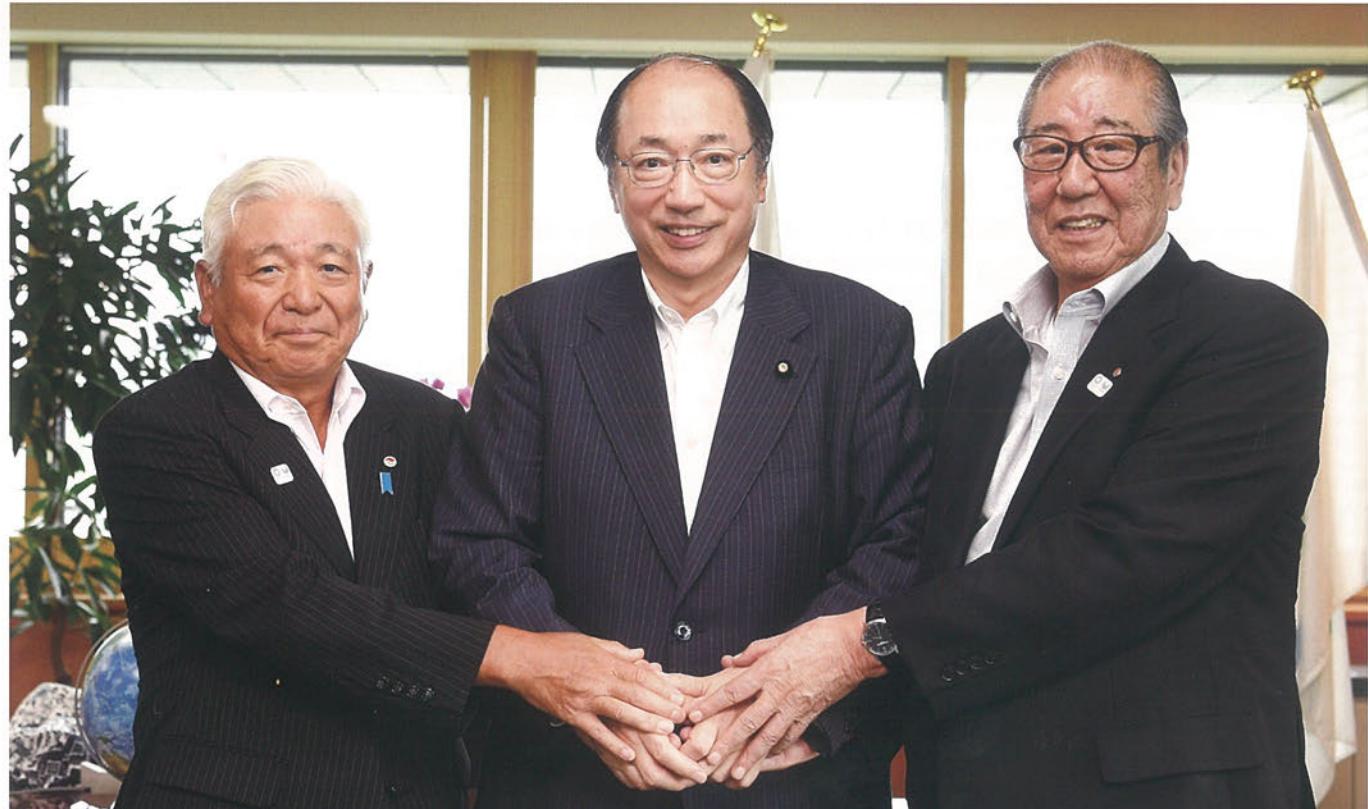
2017年

秋号

Autumn

東政連

宅建業者と政治を結ぶコミュニケーション誌



中川雅治環境大臣を表敬訪問 業界のさらなる発展と宅建士の資質向上を目指して

左から東京都宅建政治連盟 久保田辰彦会長

中川雅治環境大臣

東京都宅建協会 濑川信義会長

INDEX

- 2 久保田会長挨拶
- 3 中川雅治環境大臣を表敬訪問／
平成30年度東京都議会予算要望聴取会
- 4 平成28年度第5回幹事会 DVD研修を実施
- 5 東政連・全政連 年次大会
- 6 東京都議会議員選挙 自由民主党当選者
- 7 政治資金規正法Q&A
- 8 選挙日程／活動報告／
「入会のご案内」パンフレット リニューアル 他



東京都宅建政治連盟
会長 久保田 辰彦

会員の皆様のために、 そして、 業界の繁栄に向けて 各種課題に尽力

去る6月29日に全宅連創立50周年・全宅保証創立45周年記念式典が開催されました。これまで、両団体は不動産業の健全な発展、取引の適正化をはじめ、さまざまな事業を実施してこられましたが、政治連盟も同様に車の両輪となって活動を展開してまいりました。特に要望活動を続けた結果、平成27年の「宅地建物取引士」への名称変更は取引業者にとって社会的地位を高めるとともに、消費者保護や安全・安心な取引の実現に向けて大きく前進いたしました。

これからも本連盟は、政治活動に規制のある業協会に代わり、各種課題に対して積極的に取り組み、業界の安定繁栄に尽力していきたいと存じます。

さて、全政連では、「政治連盟と宅建協会」「全政連と全宅連」の組織を理解する「4団体の役割と連携 組織運営」と題するDVDを製作したところです。それぞれの組織の相関関係や、連携の在り方を解説し、宅建政治連盟の具体的な役割は、「地方議員と意見交換を行って提言の実現に向けて後押しすること」や「要望・提言を反映できる国会議員、地方議員への選挙協力すること」としております。本連盟も早速、3月の幹事会において本教材により研修を行いました(本誌4ページ参照)。各支部へ「DVD」を配布いたしましたので、役職員の方々の研修教材としてご活用いただければ幸いです。

政治連盟の役割の一つである7月の都議会議員選

挙は、国政で逆風が吹いた中、各種団体協議会とともに応援していた政党が議席を減らし、大変厳しい結果となりました。今後とも議員連盟と意見交換会を通じて信頼関係を構築し、行政に対する地域政策実現のため努力していきたいと思います。

なお、関係役員・会員の皆様には全力で支援活動を行っていただき、厚くお礼申し上げます。

もう一つの役割である地方議員との意見交換・提言では、8月および9月に本連盟並びに東京都宅建協会が、東京都議会各政党に対して、要望書に基づきヒアリングを実施いたしました。内容は、空き家の流通を促進するため「空き家所有者情報」を宅建業者に開示できる仕組みを構築すること。また、いつ発生するかわからない直下型地震に対する万全な体制を講じるため、木造密集地域の解消に加え、無電柱化への推進をお願いいたしました。要望書の詳細については、本誌3ページをご覧ください。

平成28年度に新規入会者増および財政基盤の確立を図るため、組織委員会を設置しました。このたび、組織委員会主導により新規入会者促進のため、「入会のご案内」について“親しみやすく、わかりやすく”をモットーとしてリニューアルいたしました。支部からの新規入会時の説明においてご活用いただき、本連盟に1人でも多くの会員を勧誘していただきますようお願い申し上げます。

中川雅治環境大臣を表敬訪問



中川大臣（左）と久保田会長



左から井上広報委員長、伊藤幹事長、久保田会長、中川大臣、瀬川会長、飯野専務理事

平成 29 年 8 月 22 日、本連盟の久保田辰彦会長と伊藤嘉信幹事長、井上寛広報委員長および東京都宅建協会の瀬川信義会長、飯野郁男専務理事は、中川雅治環境大臣・内閣府特命担当大臣（原子力防災）を表敬訪問しました。

中川大臣には、これまで「宅建士」への名称変更や各種要望等において、本連盟に対し多大なるご尽力をいただいていますが、

今回は 8 月 3 日の環境大臣就任後、初めての訪問。最初に久保田会長と瀬川会長が大臣就任のお祝いの言葉を述べ、固い握手を交わしました。

その後、中川大臣は、これまでの活動への協力について謝意を述べるとともに、宅建士の信頼性の向上やさらなる不動産業界の活性化と本連盟の活動に対し、エールを送ってくださいました。

平成 30 年度東京都議会予算要望聴取会



挨拶をする久保田会長



自由民主党の聴取会では約 40 人の議員が出席

平成 29 年 8 月 3 日および 9 月 4 日の 2 日間にわたり、平成 30 年度東京都議会予算要望聴取会が都庁議会棟にて行われました。

本連盟と東京都宅建協会は協同して、自由民主党をはじめ、民進党、公明党、都民ファーストの会に対し、以下の要望を伝えました。

1. 空き家の有効活用および既存住宅の流通促進
2. 木造密集地域解消と改善策に対する支援
3. 無電柱化推進策への支援

9 月 4 日の自由民主党の聴取会では、本連盟の久保田会長およ

び東京都宅建協会の瀬川会長の挨拶後、本連盟の大瀧陽平副会長・政策委員長が要望事項を説明。その後、東京都宅建協会の飯野専務理事が、空き家問題における行政の取り組み内容を都民へ周知させる必要性に言及。「行政の取り組みにおいて、空き家所有者をはじめ都民の認知度が深まれば、具体的な情報も増えて空き家問題がさらに前進すると思うので、しっかりと都民へ伝えてほしい」と要望しました。

最後に久保田会長が空き家所有者の情報開示と隣地所有者へ売却した場合の譲渡益、所得税における要望について強く語り、会を締めくくりました。

平成28年度第5回幹事会 DVD研修を実施 「4団体の役割と連携 組織運営について」

本連盟は平成29年3月27日に開催した平成28年度第5回幹事会の中で、「4団体の役割と連携 組織運営について」をテーマにDVD研修を行いました。当日出席した37名の幹事の方々は、約20分間の映像を見て、各4団体の役割などについて再確認しました。



DVD作成の目的

研修で放映したDVDは、全政連が製作したもので、宅建協会と宅建政治連盟、全宅連、全政連の基本的な役割と連携、正しい組織運営について解説しています。

現在、4つの団体において明確な役割分担があるにもかかわらず、宅建協会すべき事業を宅建政治連盟が行っていたり、宅建政治連盟の活動を宅建協会が一委員会として行っているなど、互いの役割を越えたり混同していたりすることが見受けられます。そのため、それぞれが本来の役割を再確認し、正しく事業を推進していくためにこのDVDが製作されました。

4団体の役割

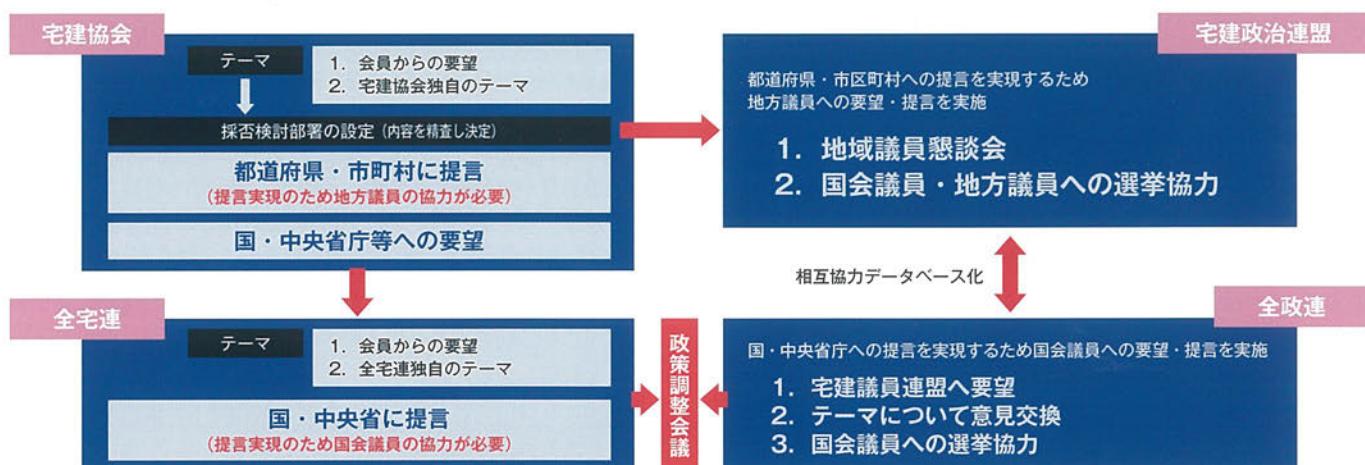
宅建協会の役割は「地域政策提言書を作成すること」と、「行政との粘り強い意見交換」です。宅建協会は、まず会員の声を聞いて提言書を作り、会員の代表として都道府県や市区町村に提言し、要望の実現に向けて積極的に行政の幹部職員などと意見交換をします。

一方、宅建政治連盟の役割は、宅建協会が作成した地域政策提言書に基づき、県議会や市議会の代表質問や一般質問において、要望を取り上げて発言してもらえるよう地方議員と意見交換を行い、提言の実現に向けて後押しすることです。

全宅連の役割は、政策推進委員会において業界全体を考えた税制改正等を中心に、全国共通の課題を政策提言としてまとめ、全国10万会員の声として中央省庁と交渉することです。そして、その政策提言を実現するため、全政連が、宅地建物等対策議員連盟（宅議連）をはじめ、国会議員に対して要望活動を行います。

会員の利益のために積極的な行動を

会員の要望が実現すれば、会員の経営上の利益につながり、宅建協会や宅建政治連盟の存在に必ず実感がわいてくるはずです。ぜひ、各宅建協会支部においてもDVD研修を行い、自分たちの役割や本来の組織運営について共通認識をもって行動していただきたいと思います。



東京都宅建政治連盟

第44回年次大会

平成29年5月29日 京王プラザホテルにて

平成29年5月29日、本連盟は、京王プラザホテルにて第44回年次大会を開催しました。出席者は、定数237名のうち、219名（委任状22名を含む）。最初に大瀧副会長・政策委員長が開会の辞を述べ、次に久保田会長が「平成27・28年度の2年間、東政連の新入会員の促進活動をした結果、一定の成果があった。税制に関しては各種特例措置の延長等、要望の100%に近い状態で29年度税制大綱に盛り込まれた。また、各議員に働きかけていた水道管管理図のインターネットによる閲覧も昨年10月より可能となり、これらは政治活動の成果だと思っている。29年度は空き家所有者の情報開示について、関連団体と一体となって取り組む所存である。今後も本連盟に対するより一層のご支援をお願いしたい」と挨拶しました。

続いて、議長選出の後、議案第1号「平成28年度活動報告書承認の件」、議案第2号「平成28年度収支決算報告書承認の件」、議案第3号「平成29年度活動方針承認の件（以下参照）」、議案第4号「平成29年度収支予算書承認の件」が報告され、過半数の可決により承認されました。最後に、佐藤賢一副会長が閉会の辞を述べ、年次大会は滞りなく幕を閉じました。

平成29年度活動方針（抜粋）

I. 業界発展のための政治活動

1. 土地・住宅税制の要望活動

- (1) 消費税率引き上げへの対応
- (2) 固定資産税・都市計画税の軽減・拡充
- (3) 登録免許税・不動産取得税の軽減・拡充（特に中古住宅に係る不動産取得税の軽減・拡充）
- (4) 買換特例の拡充

2. 土地住宅政策の要望活動

- (1) 既存住宅市場の環境整備及び流通活性化等への対応
- (2) 宅地建物取引士の役割の充実等への対応

3. 国並びに東京都・各区市町村の行政に対する政治活動

- (1) 空き家所有者情報を開示できる仕組みづくり
- (2) 木密地域解消と改善策に対する支援
- (3) 無電柱化推進策の支援
- (4) 空き家・既存住宅活性化のための媒介報酬の見直し



16時から京王プラザホテル5階「コンコードボールルーム」で開催された第44回年次大会

挨拶を述べる久保田会長



II. 前項を実現するための推進策

- (1) 政党・政治団体等との交流推進
- (2) 国会議員・都議会議員・各首長との交流推進及び支援活動
- (3) 関係諸機関との緊密な折衝活動
- (4) 関係団体への協力
- (5) 各議員連盟との意見交換・定期的交流
- (6) 全政連・全宅連・都宅協との連携

III. 各種選挙への対応

IV. 広報活動の充実

1. 東政連ホームページの刷新

全国宅建政治連盟

第47回年次大会

平成29年6月30日 ホテルニューオータニにて

平成29年度活動方針（抜粋）

I. 土地住宅税制及び政策改善に関する政治活動

II. 各種選挙への対応

III. 都道府県政治連盟への支援活動等

IV. 組織拡充等の中長期の課題への対応

V. 政権与党及び各党との信頼関係構築に関する政治活動

VI. 広報活動の充実

東京都議会議員選挙 自由民主党当選者

平成29年8月8日現在(投票日7月2日)

都議会自由民主党 新三役員のご紹介



* オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ推進対策特別委員会

政治資金規正法 Q

& A

政治資金規正法は、昭和23年議員立法によって成立した法律で、
政治家や政治団体が取り扱う政治資金について規定しています。
今回は、政治家への寄附および政治家からの寄附について解説します。

Q

政治家個人に対する寄附は、どのような場合に許されますか。
また、逆に地元の政治家から
祭りの寄附等をもらうことはできますか。

A

①企業その他団体による政治家に対する寄附

企業その他団体は、政治家個人の政治活動に関するものを含み、金銭等の寄附をすることはできません〔政治資金規正法（以下「法」）21条第1項、21条の2第1項〕。ただし、国会議員5人以上を擁する等の要件を満たす政党は、政治家個人の政治活動については寄附ができます（法21条の2第2項）。

②個人・政治団体による政治家に対する寄附

個人や宅建政治連盟のような政治団体は、政治家個人の日常の政治活動については、自動車、事務所の無償提供等、金銭等（手形、小切手、株式等有価証券を含む）によらない寄附ができます（法21条第2項）。なお、個人がする寄附は、制限の範囲内（政党および政治資金団体以外の者に対して年間1千万円、同一の者に対して年間150万円）で可能です。例えば、賃料相当額にして1ヶ月12.5万円ということになります。また、政治団体がする非金銭寄附については、金額の制限はありません。

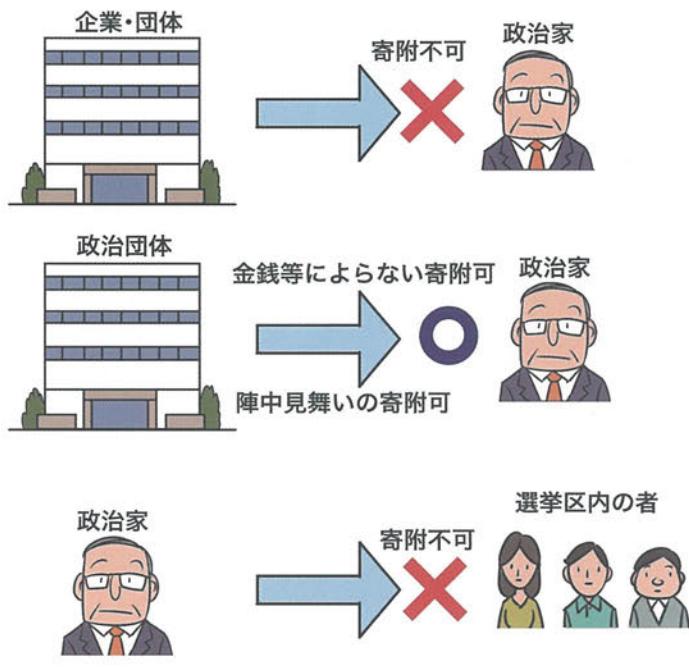
③陣中見舞いの提供

法21条の2第1項は政治家の政治活動に関する金銭の寄附を禁じていますが、選挙運動を除いています。したがって、選挙運動に関しては個人から政治家個人に対する陣中見舞い等の金銭等の寄附が認められています。もちろん、個人の寄附の限度内である必要があります。また、政治団体の政治家に対する陣中見舞いは可能です。

④政治家による選挙区内の者への寄附

公職選挙法199条の2により、政治家は、その選挙区内の者に対する寄附が禁じられています。例えば、祭りの寄附の相手方が選挙区内にあれば、禁止されます。選挙区内の学校に対する甲子園出場に対する寄附等も禁止されます。市長が選挙区内の者である市会議員に対して

選挙の陣中見舞いを渡したことが、違反とされた実例があります。



著者 Profile

鈴木 利治 弁護士（自由民主党所属 東京弁護士会所属）

昭和25年1月3日生まれ、立教大学卒

昭和49年4月 弁護士登録

昭和58年4月 鈴木利治法律事務所開設

平成14年10月 東政連顧問弁護士 現在に至る

平成16年4月 立教大学大学院法務研究科（ロースクール）特任教授
(刑事実務の基礎、刑事模擬裁判担当)

平成29・30年 各種選挙日程

月	選挙の種類	定数	告示日	投票	任期満了日
平成29年 11	葛飾区議会議員	40	11/5	11/12	11/12
	葛飾区長		11/5	11/12	12/18
	利島村長		11/7	11/12	11/30
12	東久留米市長		12/17	12/24	H30.1/19
	東久留米市議補欠	2	12/17	12/24	-----
平成30年 2	日野市議会議員	24	2/11	2/18	3/8
	町田市長		2/18	2/25	3/8
	町田市議会議員	36	2/18	2/25	3/8
	日の出町長		3/20	3/25	4/15
	日の出町議補欠		3/20	3/25	-----
3	練馬区長				4/19
	多摩市長				4/20

平成29年度 活動報告

平成29年5月11日(木) 15:00～
支部長・選挙対策委員合同会議
於：東京大神宮会館

平成29年8月22日(火) 15:30～
中川雅治環境大臣表敬訪問
於：中央合同庁舎5号館(参照:p.3)

平成29年5月29日(月) 16:00～
第44回東政連年次大会
於：京王プラザホテル(参照:p.5)

平成29年9月4日(月) 16:10～
平成30年度東京都議会予算要望聴取会
(自民党・民進党)
於：都庁議会棟(参照:p.3)

平成29年8月3日(木) 13:30～
平成30年度東京都議会予算要望聴取会
(公明党・都民ファーストの会)
於：都庁議会棟(参照:p.3)



「入会のご案内」パンフレット リニューアル!

現在、東京都宅建協会の32支部を中心に配布している「東京都宅建政治連盟入会のご案内」をリニューアルしました。

表紙には、東京駅やレインボーブリッジ、スカイツリーなどの「東京」をイメージできる写真を配置。中面は、東政連の要望活動の流れが一目でわかる図表や、今までの具体的な活動実績の流れを入れて、東政連の活動に興味をもっていただけるように明るいデザインにいたしました。

東京都宅建協会入会者をはじめ、宅建業界に興味をお持ちの方、開業を検討されている方への入会促進にぜひご活用ください。

東京都宅建政治連盟
入会のご案内

入会案内

「東政連では、新規入会者を募集しております」

東京都宅建政治連盟(東政連)は、会員の総意により昭和49年に組織されました。東政連は、国民の住環境の向上と中小宅建業者の権益擁護、社会的地位の向上を図るために、一党一派に属さず、会員自らの手で業界の進路を拓く政治活動を唯一の業務とした組織です。と一緒に東政連で政治を動かしましょう。

<入会費用と入会手続き>

東京都宅建政治連盟(個人)

入会時賛助金…100,000円

年会費…6,000円(ただし、新規入会者は入会年に限り3,000円)

①都宅協に入会すると同時に、東政連への入会手続きをお願いしております。

②入会申し込みは、入会申込書で行います。

③入会費用は、上記となります。

④入会手続きは、あなたの事務所所在地の支部を通して行っていただきます。

*なお、詳しい内容につきましては東政連事務局までお問い合わせください。

東京都宅建政治連盟

〒102-0071

東京都千代田区富士見2-2-5 飯田橋メインビル3階

TEL.03-3264-5320/FAX.03-3264-7148

東政連ホームページ <http://tou-seiren.jp/>

会員ログイン ID:member-seiren Password:member